

2 バリアフリー等の推進

2-(1) バリアフリー等の推進

バリアフリー法の改正

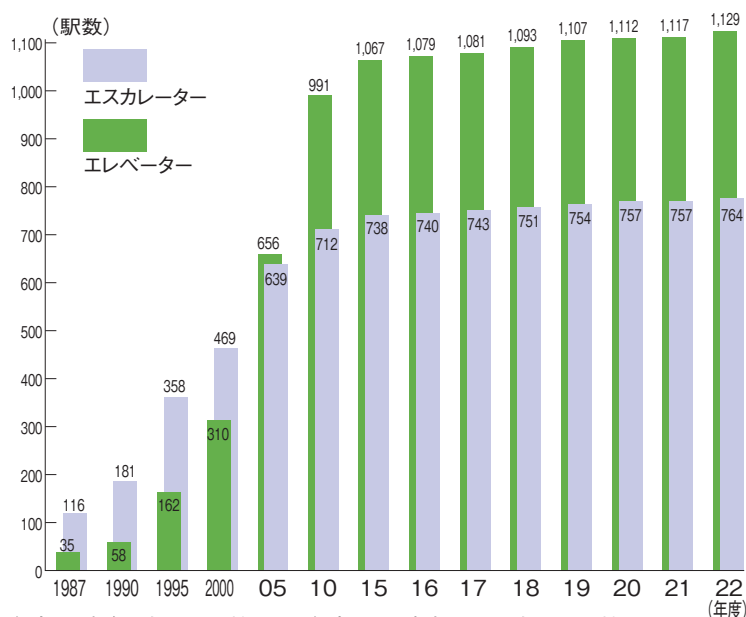
2006年6月、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律」(以下、「バリアフリー法」)が制定され、すべての利用者が安全に、快適に鉄道駅を利用できるように、移動経路の段差解消、点字ブロックの設置など、駅施設のバリアフリー化について、具体的な方向性が示されました。公共交通機関では、バリアフリー法に基づき、ハード・ソフト両面で、バリアフリー化が進められてきましたが、更なるバリアフリー化を促進するため、2021年4月よりバリアフリー法の一部が改正され、本法律に基づく2025年度末までの目標が新たに設けられました。大手民鉄では、バリアフリー法に定められた目標達成に向けて、バリアフリー化工事を進めています。2022年度末時点におけるバリアフリー化に資する設備設置状況は以下の通りです。

エスカレーター・エレベーターの設置

大手民鉄のエスカレーターとエレベーターの2022年度の設置状況は、エスカレーター764駅、エレベーター1,129駅と、本格的な取り組みを始めた87年と比較すると、エスカレーターが約6倍、エレベーターが約31倍になりました。

ただ、エスカレーター・エレベーターは、設置にあたって既存の駅施設全体を改良しなければならないなど多額の初期投資が必要なほか、稼働後の保守点検等、オペレーション費用の負担も大きく、多くの課題があります。今後とも国および関係自治体等の協力を得ながら、エスカレーター・エレベーターの設置を計画的に進めていきます。

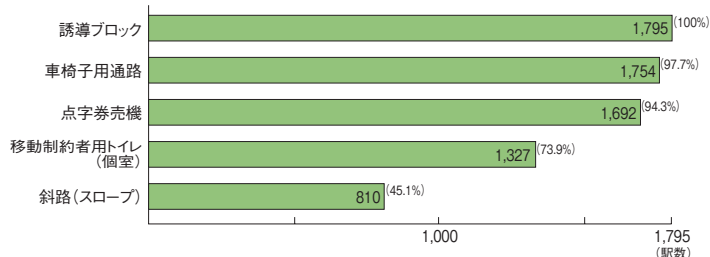
エスカレーター・エレベーターの設置駅数の推移(大手民鉄)



※1995年度から相鉄を加えた15社。2004年度からは東京メトロを加えた16社。
※同事業者の交差駅については1駅として数える。

移動制約者用設備整備状況(大手民鉄)

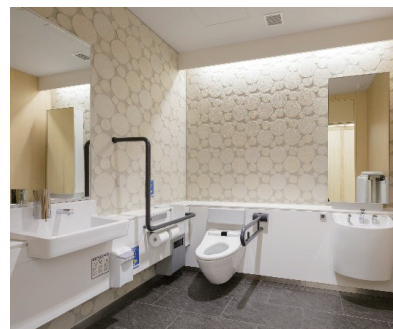
(2023年3月31日現在)



エレベーター



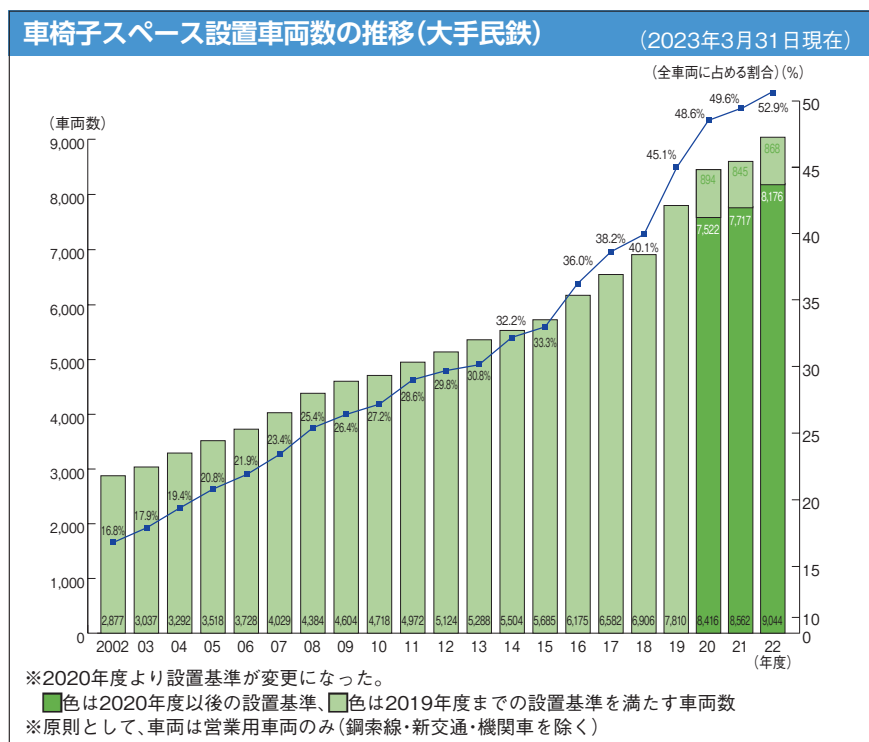
視覚障がい者誘導用ブロック



移動制約者用トイレ(個室)

車両への車椅子スペースの設置

大手民鉄では、車両への車椅子スペースの設置を進めており、保有する全車両の52.9%に当たる9,044両に、編成単位では、86.6%の編成に車椅子スペースを設置しています。また近年は、ベビーカーの利用が可能な兼用スペースの設置も進めています。



車椅子スペース設置車両

バリアフリー料金の創設

2021年5月28日に政府において、「第2次交通政策基本計画」が閣議決定されました。本計画では、2021年度以降の新たなバリアフリー化の整備目標として、エレベーター等の整備対象駅の拡大やホーム整備の加速化が盛り込まれました。そうした中で、新型コロナウイルス感染症の感染拡大による外出・移動の自粛により、交通事業者の収益が悪化し、投資余力が減少しており、利用者サービスの高度化に向けた財源確保を図る必要性が高まりました。

国土交通省では、整備促進に向け、第2次交通政策基本計画において示された「都市部において利用者の薄く広い負担も得てバリアフリー化を進める枠組みを構築する」という方向性を踏まえ、2021年12月に、鉄道駅のバリアフリー化により受益する全ての利用者に薄く広く負担をいただく制度(鉄道駅バリアフリー料金制度)を創設しました。本料金制度では、鉄道事業者が利用者から収受した料金を、ホームドアやエレベーター等のバリアフリー設備の整備に充てることとされております。なお、透明性の確保を図る観点から、本料金制度を適用する鉄道事業者は、事前届出時におけるバリアフリー設備の整備・徴収計画の公表、毎年度における整備・徴収実績(前年度の整備費・整備内容、徴収額等)の公表等を行うこととされております。

■ バリアフリー料金導入状況

収受開始日	社名
2023年3月18日～	東武、西武、小田急、東京メトロ、相鉄
2023年3月27日～	西鉄
2023年4月1日～	京阪、阪急、阪神